

## 函館市建築審査会包括同意基準

### (趣旨)

**第1** 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第1項ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）に係る函館市建築審査会（以下「審査会」という。）の同意に関する事務処理の迅速化を図るため、この基準を定める

### (運用)

**第2** この基準は、審議会が審議を経て定めたものであり、この基準の第3に適合すると特定行政庁（法第2条第36号の規定により函館市長のことをいう。以下「市長」という。）が認めた場合においては、市長は、審査会の同意があったものとみなして、許可に関する事務を進めることができる。

**2** 市長は、この基準の適確な運用を図らなければならない。

**3** 市長は、この基準に基づき許可した場合は、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

### (適用の範囲および技術基準)

**第3** この基準の第2により審査会の同意があったものとみなすことができる場合は、2から5までのいずれかに適合する場合とする。

**2** その敷地が、公的機関が管理する農道その他これらに類する公共の用に供する幅員4m以上の道（以下「農道等」という。）に接し、かつ、次に定める技術基準のすべてに適合している場合

(1) 農道等は、両端が法第42条第1項各号のいずれかに該当する幅員4m以上の道路（以下「道路」という。）に接続していなければならない。ただし、農道等が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する場合は、一端のみの接続とすることができる。

(2) 敷地は、農道等に2m以上接していなければならない。

(3) 適切な下水処理を講じなければならない。

(4) 建築物とその敷地は、農道等を建築物の前面道路とみなした場合に、次に掲げる規定のすべてに適合しなければならない。

**ア** 法第52条第2項、第11項および第12項、第56条第1項第1号および第2項から第4項までならびに別表第3の規定

**イ** 令第130条の11、第130条の12、134条、第135条の2および第135条の17の規定

(5) 建築物の用途が、次のいずれかであること。

**ア** 住宅

**イ** 住宅で、令第130条の3第1号に掲げる用途、同条第3号に掲げる用途のうち理髪店もしくは美容院または同条第7号に掲げる用途を兼ねるもの（以下「兼用住宅」という。）

**ウ** アまたはイの建築物に附属する車庫および物置の用に供する建築物（以下「附属建築物」という。）

(6) 建築物の用途が兼用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供する部分以外の部分の床面積の合計が50㎡以下であること。

(7) 農道等の管理者の通行の承諾（函館市長が平成11年4月30日以前に法第43条第1項ただし書の規定の適用を認めた農道等および平成11年5月1日以後に許可した農道等に係る管理者の通行の承諾を含む。）があること。

**3** その敷地が、民間が所有する公共の用に供する幅員4m以上の通路状の空地（以下「通路」という。）に接し、かつ、次に定める技術基準すべてに適合している場合

(1) 通路は、両端が道路に接続していなければならない。ただし、通路が令第144条の4第1項第1号イからニまでのいずれかに該当する場合は、一端のみの接続とすることができる。

(2) 敷地は、通路に2m以上接していなければならない。

(3) 適切な下水処理を講じなければならない。

(4) 建築物とその敷地は、通路を建築物の前面道路とみなした場合に、次に掲げる規定のすべてに適合しなければならない。

**ア** 法第52条第2項、第11項および第12項、第56条第1項第1号および第2項から第4項までならびに別表第3の規定

**イ** 令第130条の11、第130条の12、134条、第135条の2および第135条の17の規定

(5) 建築物の用途が、次のいずれかであること。

**ア** 住宅

- イ 兼用住宅
- ウ 附属建築物

- (6) 建築物の用途が兼用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供する部分以外の部分の床面積の合計が50㎡以下であること。
  - (7) 通路の所有者の通行の承諾（市長が平成11年4月30日以前に法第43条第1項ただし書の適用を認めた通路および平成11年5月1日以後に許可した通路に係る管理者の通行の承諾を含む。）があること。
- 4 その敷地が、敷地と道路との間にある河川等に架かる橋に接し、かつ、次に定める技術基準すべてに適合している場合
- (1) 橋が道路に接する長さおよび橋の有効幅員は、函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号。以下「条例」という。）第3条および第4条に定める路地状部分の幅員以上なければならない。
  - (2) 適切な下水処理を講じなければならない。
  - (3) 建築物とその敷地は、橋の接続する道路を建築物の前面道路とみなした場合に、次に掲げる規定のすべてに適合しなければならない。
    - ア 法第52条第2項、第11項および第12項、第56条第1項第1号および第2項から第4項までならびに別表第3の規定
    - イ 令第130条の11、第130条の12、134条、第135条の2および第135条の17の規定

- (4) 橋は、構造計算等によりその安全性が確認されたもので、かつ、転落防止を図るため、地覆または防護柵等の安全対策を講じなければならない。
- (5) 建築物の用途が、次のいずれかであること。
  - ア 住宅
  - イ 兼用住宅
  - ウ 附属建築物

- (6) 建築物の用途が兼用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供する部分以外の部分の床面積の合計が50㎡以下であること。
  - (7) 河川等の管理者の占有の承諾および橋の所有者または管理者の通行の承諾があること。
- 5 その敷地が、道路と敷地との間に挟まれた水路用地等の空地（暗渠または側溝が布設された水路用地を含む。以下「水路用地等」という。）に接し、かつ、次に定める技術基準すべてに適合している場合

- (1) 水路用地等が道路に接する長さおよび水路用地等の幅員は、条例第3条および第4条に定める路地状部分の幅員以上なければならない。
- (2) 適切な下水処理を講じなければならない。
- (3) 建築物とその敷地は、水路用地等が接続する道路を建築物の前面道路とみなした場合に、次に掲げる規定のすべてに適合しなければならない。
  - ア 法第52条第2項、第11項および第12項、第56条第1項第1号および第2項から第4項までならびに別表第3の規定
  - イ 令第130条の11、第130条の12、134条、第135条の2および第135条の17の規定

- (4) 建築物の用途が、次のいずれかであること。
  - ア 住宅
  - イ 兼用住宅
  - ウ 附属建築物

- (5) 建築物の用途が兼用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供する部分以外の部分の床面積の合計が50㎡以下であること。
- (6) 暗渠または側溝は、構造計算等によりその安全性が確認されたもので、側溝が布設されている場合は、通行に支障がないよう蓋等の措置を講じなければならない。
- (7) 暗渠または側溝が布設されている場合は、転落防止を図るため、地覆または防護柵等の安全対策を講じなければならない。ただし、空地の幅員が、(1)に定める有効幅員以上あり、かつ、通行安全上支障がないものについては、地覆または防護柵の安全対策は、この限りでない。
- (8) 水路用地等の所有者または管理者の通行の承諾（市長が平成11年4月30日以前に法第43条第1項ただし書の適用を認めた水路用地等および平成11年5月1日以後に許可した水路用地等に係る所有者または管理者の通行の承諾を含む。）があること。

#### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。